

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和8年5月26日（火） 午後1時30分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【環境先進都市推進部】

- （１）年谷浄化センターを活用したエネルギー拠点化事業について
- （２）KAMEOKA Circular Project について
- （３）ごみ処理手数料等の改定について

【健康福祉部】

- （１）亀岡市在宅知的障がい者紙おむつ等給付事業について
- （２）高齢者補聴器購入費助成事業について
- （３）ケアプランデータ連携システム導入支援事業について

3 行政視察のまとめ

4 その他

令和8年5月26日

環境市民厚生常任委員会

— 提出資料 —

資料1 年谷浄化センターを活用したエネルギー拠点化事業
について

資料2 KAMEOKA Circular Project について

資料3 ごみ処理手数料等の改定について

環境先進都市推進部

年谷浄化センターを活用した エネルギー拠点化事業



2026.5.26

■ ごみ処理事業の課題

- ① し尿・浄化槽汚泥の域外処理コスト
- ② 桜塚クリーンセンターの維持管理コスト
- ③ 桜塚クリーンセンターの更新コスト

■ 下水道事業の課題

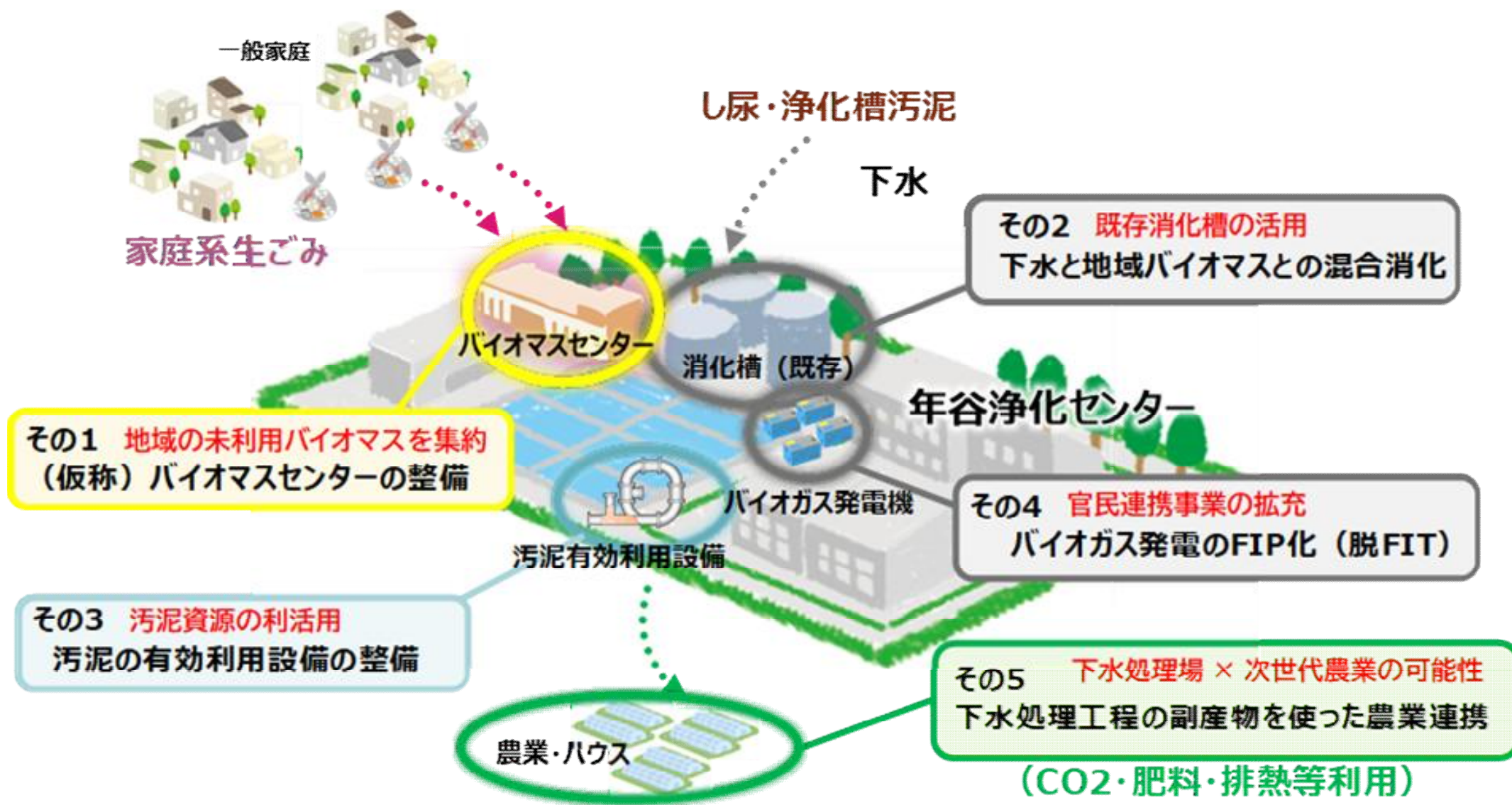
- ① 下水脱水汚泥の域外処理コスト
- ② 下水脱水汚泥の有効利用(肥料化・燃料化等)
- ③ 人口減少に伴う施設の適正管理(過度な整備計画からの最適化)
- ④ 事業計画に基づく施設整備に対するコスト
- ⑤ 施設管理に必要な専門職員等の人材不足

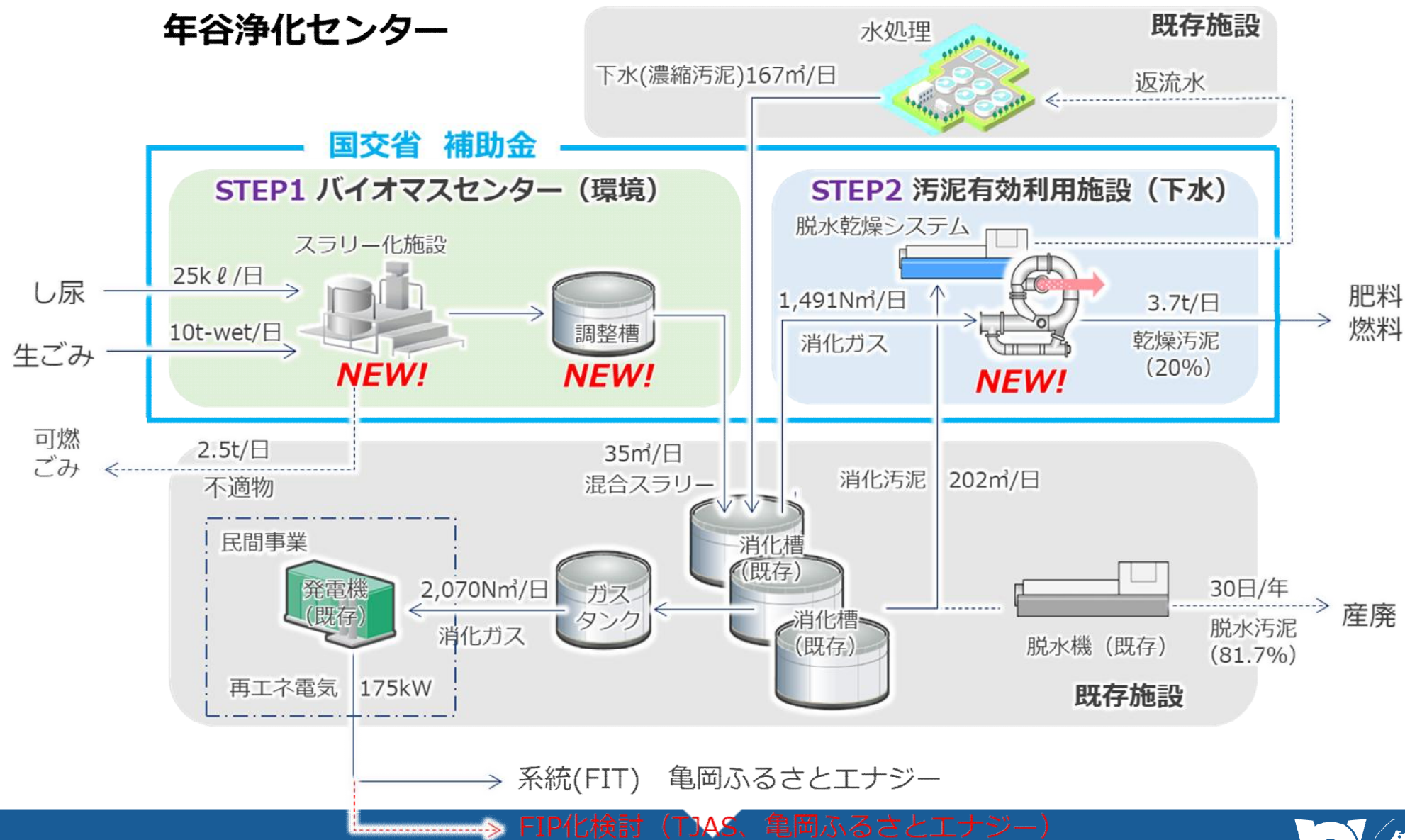
■ 事業化の目的

- ① 未利用資源だった「地域バイオマス(生ごみ・し尿・浄化槽汚泥)」の有効利用でエネルギー効率を上げるとともに脱炭素化を推進する
- ② 単に域外へ処分していた下水道汚泥をエネルギーや資源として有効利用する
- ③ 地域資源の循環利用からの農業連携の可能性(生活系バイオマス × 次世代農業連携)
- ④ 域外へのコスト流出の抑制(域内循環)

■ 事業化の効果

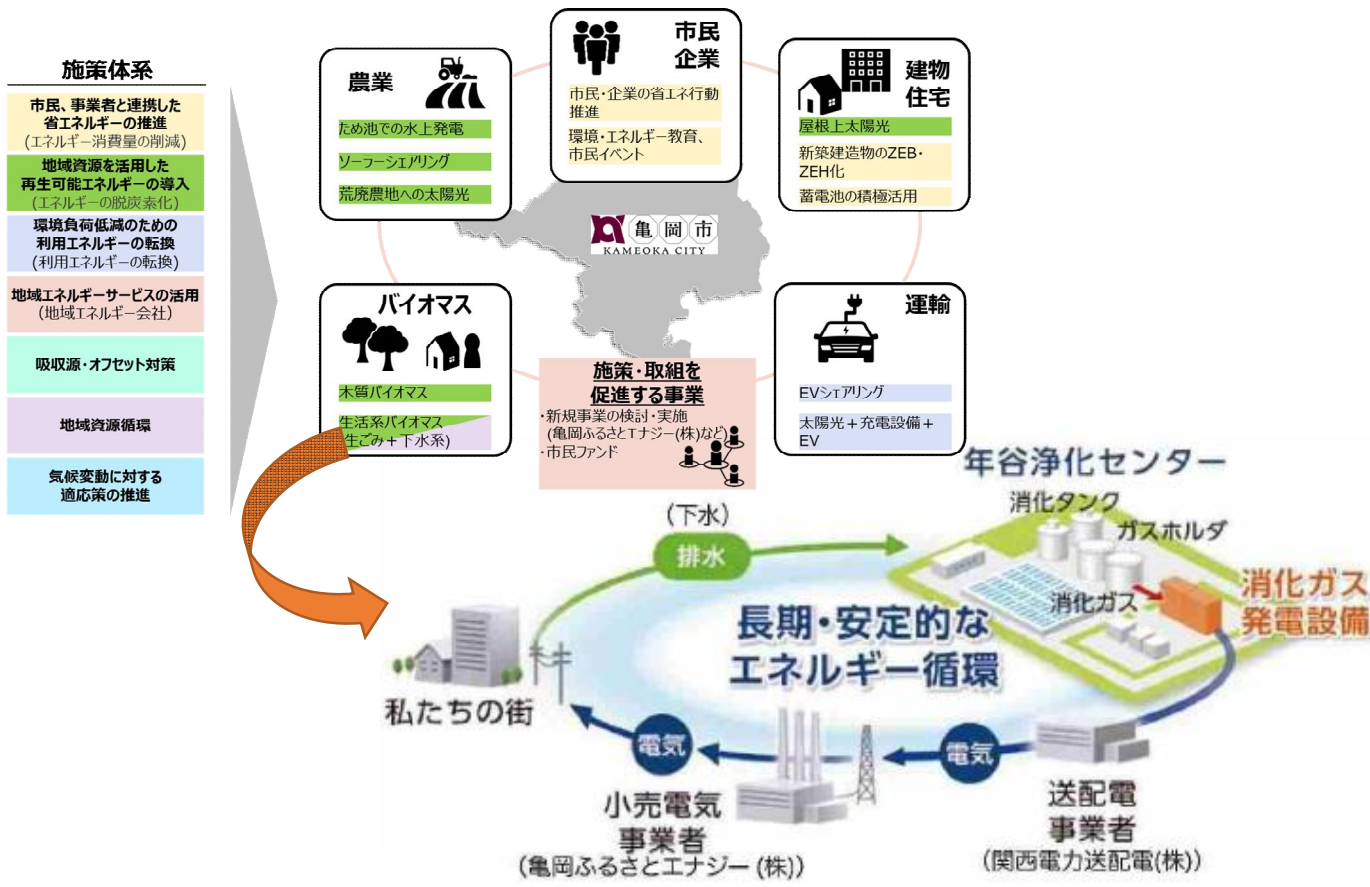
- ① 人口減少に伴う施設の集約化及び適正管理(過度な整備計画からの最適化)
- ② 下水道汚泥の減容化及び有効利用
- ③ 生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水の集約処理で長期的(約15年)なコスト削減と焼却施設の最小化
- ④ ごみ焼却施設のリニューアルコストの削減
- ⑤ バイオガス発電やバイオマスボイラー廃熱による再生可能エネルギー活用と下水道施設のレジリエンス強化





■ かめおか脱炭素 未来プラン
(2023-2031)

■ 亀岡市上下水道ビジョン
(2021-2030)



基本理念	目指す将来像および基本目標	取組事項	取組内容
安心と信頼を未来につなぐ亀岡の上下水道 「おいしい水と豊かな暮らし」	将来像1 安全・快適	1 安全でおいしい水の安定供給 2 下水道による快適な生活の実現	水道施設の管理と更新 水源から蛇口までの水質管理 給水装置の水質管理 水道未普及地域の飲用水の確保 下水道施設の管理と更新 浸水対策
	将来像2 強靱	3 災害に強い強靱な施設の整備 4 危機管理体制の強化	水道施設 下水道施設 災害対応 災害時の
	将来像3 持続	5 お客さまサービスの充実 6 持続可能な経営基盤の強化 7 効率的な事業経営の推進	広報・広聴 お客さま 健全な財政の確保 成と技術の継承 の推進
	将来像4 環境	8 健全な水循環と地 9 循環型社会の構築への貢献	健全な水循環の維持 CO ₂ の削減 給水スポットづくり 下水道資源の有効利用 地域資源の循環の役割の発揮

基本目標 9 循環型社会の構築への貢献

取組① 下水道資源の有効利用
・下水汚泥の有効利用
・消化ガス発電の推進

取組② 地域資源の循環の役割の発揮
・浄化槽汚泥の資源化
・生ごみの受け入れ
・廃棄物の資源化の研究

KAMEOKA Circular Project (Pla to Car) かめおかサーキュラープロジェクト モデル回収実施のご報告

資源循環推進課

亀岡市は、トヨタ紡織株式会社と令和7年4月に締結した、かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定に基づき、本年7月1日から9月30日までの3カ月間、市民のごみ分別を起点とした自動車部品への再生利用の技術開発を目指したプラスチックごみのモデル回収を実施します。

■KAMEOKA Circular Project (Pla to Car) モデル回収の概要

事業名	KAMEOKA Circular Project (Pla to Car) モデル回収
実施期間	令和8年7月1日 ~ 令和8年9月30日
対象地域	亀岡市内一部地域(西つつじヶ丘、南つつじヶ丘)
回収対象	モデル回収専用袋に入るプラスチック(下記、対象外品を除く)
対象外品	アルミ付きプラスチック、発泡プラスチック、ペットボトル
回収日	期間中の町別プラスチックごみ収集日(毎週水曜日)
回収場所	資源ごみの集積所
排出方法	モデル回収専用袋に入れて排出

対象外のプラスチック類

アルミ付きのプラスチック



レトルトカレー、お菓子の袋、
シャンプーの詰替パックなど

発泡プラスチック



お刺身、お肉、お弁当のトレー
や即席めんのカップなど

ペットボトル



ペットボトルの容器
※キャップはNGで
はありません



(モデル回収用の専用袋 45ℓ)



(黄枠:再生材を使った自動車部品のイメージ)

ごみ処理手数料等の改定（案）について

1 改定の理由

近年の物価高騰や社会情勢の影響によるごみ処理費用の上昇を踏まえるとともに、循環型社会へと市民の行動変容を促し、更なる資源化への誘導を促進させることを目的とする。

2 経 過

令和 7 年 10 月 28 日（火） 亀岡市循環型社会推進審議会へ諮問

〈計 4 回の審議会を開催〉

令和 8 年 5 月 1 日（金） 亀岡市循環型社会推進審議会から答申

3 改定（案）の内容（亀岡市循環型社会推進条例の一部改正）

（1）粗大ごみ持込時の処理手数料

現 行：10kg あたり 180 円

改定案：搬入量が 50kg 以下 → 一律 1,000 円

搬入量が 50kg 超過 → 一律 1,000 円+400 円/10kg

（2）粗大ごみの品目見直し（家庭収集）

現 行：品目別の単価（119 品目）

改定案：長さを基準とした 4 区分に見直し

1m未満 → 600 円

1m以上 1.5m未満 → 1,000 円

1.5m以上 2m未満 → 1,400 円

2m以上 3m未満 → 1,800 円

（3）処理施設搬入時の処理手数料

現 行：10kg あたり 180 円

改定案：10kg あたり 360 円

（4）指定ごみ袋の料金（燃やすしかないごみ袋、埋立てるしかないごみ袋）

現 行：1L あたり 1 円

改定案：1L あたり 2 円

4 今後のスケジュール案 ※詳細は別紙のとおり

（1）令和 8 年 6 月議会への提出

- ・粗大ごみ持込時の処理手数料（施行日：令和 8 年 10 月 1 日）
- ・粗大ごみの品目見直し（施行日：令和 8 年 10 月 1 日）
- ・処理施設搬入時の処理手数料（施行日：令和 9 年 4 月 1 日）

（2）令和 8 年 9 月議会への提出

- ・指定ごみ袋の料金（施行予定日：令和 10 年 4 月 1 日予定）

ごみ処理手数料等の改定スケジュール案

項 目	改定内容	令和8年度												令和9年度																																			
		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬									
粗大ごみ持込時の 処理手数料	〈現行〉 10kgあたり180円 〈改定案〉 搬入量が50kg以下 → <u>一律1,000円</u> 搬入量が50kg超過 → <u>一律1,000円+400円/10kg</u>		令和8 年6月 議会					広報、周知期間 (7月～9月)			施行(10月～)																																						
粗大ごみの 品目見直し	〈現行〉 品目別の単価(119品目) 〈改定案〉 <u>長さを基準とした4区分に見直し</u> 1m未満 → 600円 1m以上1.5m未満 → 1,000円 1.5m以上2m未満 → 1,400円 2m以上3m未満 → 1,800円							広報、周知期間 (7月～9月)			施行(10月～)																																						
処理施設搬入時の 処理手数料	〈現行〉 10kgあたり180円 〈改定案〉 <u>10kgあたり360円</u>							広報、周知期間(令和8年7月～令和9年3月) ※事業者への説明												施行(令和9年4月～)																													
指定ごみ袋の料金	〈現行〉 1Lあたり1円 〈改定案〉 <u>1Lあたり2円</u>							令和8 年9月 議会			広報、周知期間 (1年～1年半の期間を想定)																																						

令和8年5月26日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

資料1

亀岡市在宅知的障がい者紙おむつ等給付事業について

・・・（障がい福祉課）

資料2

高齢者補聴器購入費助成事業について

・・・（高齢福祉課）

資料3

ケアプランデータ連携システム導入支援事業について

・・・（高齢福祉課）

健康福祉部

令和8年5月26日 環境市民厚生常任委員会資料
健康福祉部障がい福祉課

「亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付事業」について

1 事業の概要

排泄の意思表示が困難な知的障がい者の方が自立した日常生活を送れるよう、紙おむつ等を給付する事業です。

2 給付の対象者

次の全てに該当する方が対象です。

- ・亀岡市内に居住している在宅生活者(入院中・施設入所中は対象外)
 - ・療育手帳 A 判定の所持者
 - ・排泄の意思表示が困難で、常時失禁状態にあり、紙おむつ等が必要と医師の意見書で確認できる、原則として 20 歳以上 65 歳未満の方
- ※65 歳以上の方は、高齢福祉課の「亀岡市在宅要介護高齢者等介護用品支給事業」の対象とならない場合で、かつ 65 歳以前から本事業を利用している方に限り対象となります。
- ※他の制度により同種の現物・現金給付を受けている方は対象外です。

3 給付の内容

紙おむつ・おむつカバー・尿取りパッド・おしり拭き(月額 5,000 円が上限)

4 申請の流れ(事前申請)

- ① 申請に必要な添付書類を準備する
 - ・療育手帳の写し
 - ・医師の意見書(市指定様式)(初回申請時のみ必要)
 - ・見積書(亀岡市長あて)
- ② 申請書及び添付書類を市(障がい福祉課)へ提出する
- ③ 市(障がい福祉課)が内容を審査し、給付の適否を決定する
- ④ 市(障がい福祉課)から決定通知書と給付券を申請者(受給者)へ交付する
申請者(受給者)は給付券を納入業者に提示し、紙おむつ等を受け取る(現物給付)
.....
- ⑤ 納入業者から市(障がい福祉課)に紙おむつ等の費用が請求された後、市(障がい福祉課)が業者に支払う

5 その他

給付は原則として申請月からとし、年度内に限り有効となります。
(令和8年6月1日から施行・申請受付)

亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業

1 目 的

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器購入費用の一部を助成することにより、孤立や認知機能の低下等を防ぐとともに、高齢者の生活支援や社会参加の促進を図る。

2 対象者

- (1)市内に住民登録がある満65歳以上の人
- (2)聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない人
- (3)両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満(中等度難聴)の人
または一側耳の聴力レベルが著しく低く、医師により補聴器が必要であると判断された人
- (4)市税等を滞納していない人

3 助成内容

補聴器購入費用の2分の1の額(最大2万円)【1人につき1回限り】

(助成対象となるもの)

- 補聴器本体及び購入時に付属する電池、充電器等

(助成対象外となるもの)

- 受診に係る費用
- 補聴器修理費用、電池交換費用、付属品のみの購入費用
- 交付決定通知前に購入した補聴器の費用

4 交付条件

(1)指定医療機関(耳鼻咽喉科)での受診【申請前】

- ・都道府県知事が定める「指定医師」または「補聴器相談医」による診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)が必要
- ※指定医療機関であれば、市外の医療機関での受診可

(2)「認定補聴器技能者」が在籍する補聴器販売店での補聴器購入【申請前】

- ※認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店であれば、市外の販売店での購入可

5 事業開始日

令和8年6月1日(月)

ケアプランデータ連携システム導入支援事業

1 ケアプランデータ連携システム

介護現場の人材確保が課題となる中、介護事業所の業務効率化と事務負担軽減を図ることを目的に構築されたもので、居宅介護支援事業所等(ケアマネ)と介護サービス提供事業所との間で、やりとりされるサービス利用者の「ケアプラン」を、電子データ上で完結できるシステムのこと。

本市においては、ケアプランデータ連携システム利用料に対する介護事業所への独自補助を実施。

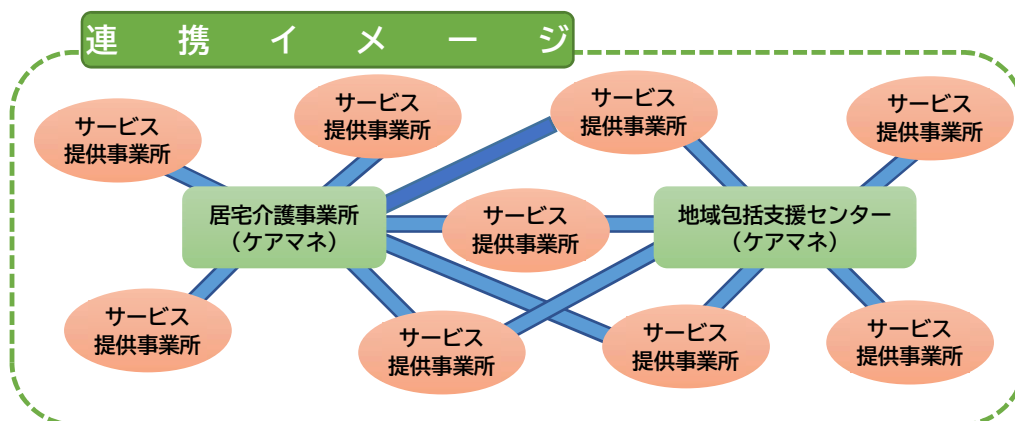


※ケアプランデータ連携システムイメージ図（厚生労働省 HP より抜粋）

2 導入支援事業の概要

事業説明会の開催や専門知識を有した支援員を配置することにより、介護事業所にケアプランデータ連携システムの導入や運用に関する直接的な支援を実施する。

- (1)事業説明会の開催(対面・オンライン)
- (2)専門知識を有する支援員を配置(事業所訪問による支援の実施)
- (3)サポートデスク開設(コールセンターによる相談対応)



3 事業費

業務委託料 4,000 千円（令和8年6月議会補正予算計上予定）

※財源は京都府介護現場業務効率化促進事業(10/10補助)を活用。